令和３年５月

保護者のみなさまへ

中井町教育委員会

就学援助制度について

町では、経済的な援助を必要とするご家庭に、学用品費や給食費など就学に必要な経費の一部を援助する制度を設けています。

申請を希望される方は、次のとおり申請してください。申請書を基に、世帯の収入状況等から総合的に審査いたします。

なお、本制度は年度ごとの申請となりますので、昨年援助を受けた方も引き続き援助を希望される場合は、必ず申請してください。

【対象】

ア　生活保護が停止又は廃止になった世帯
イ　市町村民税の非課税又は減免の扱いを受けた世帯
ウ　個人事業税の減免の扱いを受けた世帯
エ　固定資産税の減免の扱いを受けた世帯
オ　国民年金又は国民健康保険の保険料の減免の扱いを受けた世帯
カ　児童扶養手当を受給している世帯
キ　生活福祉資金の貸付を受けた世帯
ク　その他経済的理由により児童又は生徒が就学困難となる特別な事情がある世帯
※保護者の死亡等により所得が著しく減少した方、所得が町の審査基準以内の方

【援助の内容】

１　学用品費　　小学生　11,630 円　中学生　22,730 円
２　通学用品費　　2,270 円（２年生以上）
３　新入学用品費　　小学生　51,060 円　中学生　60,000 円（新１年生のみ）
４　学校給食費　　実費分
５　校外活動費　　実費分（上限あり）
６　卒業アルバム代　　小学生　11,000 円　中学生 8,800 円
７　修学旅行費　　実費分（上限あり）
８　眼鏡購入費　　実費分（上限あり）
※視力 0.6 以下で学校長が必要と認めた者（小学生２回、中学生１回まで）

◆ 年２回（９月・３月）に分けて支給されます。
◆ 実費額算定の都合上、最終的な額は年度末まで確定されません。
◆ 新入学用品費及び修学旅行費は年度当初に認定された方のみ支給されます。ただし、今年３月に新入学用品費の入学前支給を受けた方は対象外となります。
◆ 提出期限を過ぎてからの申請は申請月の翌月以降の認定となり、支給額は月割で支給されます。なお、申請受付は２月末となります。
◆ 上記助成額は、現時点における（案）となりますので、実際に支給される額とは異なる場合があります。

【申請方法】

お子様の在籍校へお申し出ください。配付される申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ学校へ提出してください。

【提出書類】

① 就学援助費交付申請書（児童・生徒１人につき１枚）
② 同居者全員（世帯分離している世帯を含む）の前年分の収入を証明する書類。（源泉徴収票・年金払込通知書・確定申告の写しなど）遺族年金・失業手当など非課税所得がある場合は、その額を証明する書類。ただし、申請書裏面記載の同意事項に同意され、かつ今年の１月１日時点で中井町に住民票があり、納税申告を行った方は、収入を証明する書類の添付は不要です。
③ 児童扶養手当証書、賃貸契約書等の写し
④ 認定された場合に振込を希望する口座が記載された通帳のページの写し

提出締切： 令和３年５月３１日（月）

（参考）前年中の所得基準の目安

人数	世帯構成	目安所得（万円）
2	母 40 歳　子９歳	300
3	父 50 歳　母 50 歳　子 14 歳	360
4	父 50 歳　母 45 歳　子 14 歳　子９歳	410
5	父 50 歳　母 45 歳　子 14 歳　子 11 歳　子８歳	460

※世帯構成や年齢、家賃の有無等により異なります。

問い合わせ先

教育課学校教育班　Tel 81-3906